



福島医発第3047号（地）
平成24年 3月30日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

平成24年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業における広域接種について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業につきましては、平成24年度末までの延長の予算が成立し、「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」が一部改定され、平成24年2月8日から適用となった旨、平成24年2月16日付け福島医発第2664号（地）にてご連絡しておりますが、今般、本促進事業の広域接種についても、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの1年間実施を継続することとなりましたのでご連絡いたします。

つきましては、本事業の円滑な推進のため、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下の本事業実施医療機関への周知方よろしくお願い申し上げます。

また、本事業の実施による請求につきましては、実施月の翌月10日までに市町村へ請求することとなっております。期日までに請求がない事例が見受けられるとのことですので、必ず期日までに請求下さいますようお願い申し上げます。（特に平成23年度（平成23年4月～平成24年3月31日までの接種分）の請求については、市町村から県への補助金請求の事務のため、必ず4月10日までに市町村へ請求書を送付下さい。）

記

【留意事項】

平成23年度に16歳となる者で、平成24年3月31日までに同事業に基づく1回目または2回目の接種を行った者は、平成24年度の接種対象者とする。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務実施要綱

1 目的

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について（平成22年11月26日健康発1126第10号厚生労働省健康局長及び同日薬食発1126第3号厚生労働省医薬食品局長通知）の別紙「ワクチン接種緊急促進事業実施要領（以下「ワクチン接種事業実施要領」という。）」に基づき実施される予防接種の機会の拡大を図り、もって感染症の流行を未然に防止し、地域住民の健康の増進に寄与するため、従来からの各市町村区域内の予防接種体制の充実・強化を図りながら、特別な事情を有する者にとっては、接種対象者の居住地外の医療機関においても円滑に予防接種を受けることができるよう「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務（以下、広域接種業務という。）」を福岡県内の市町村と福岡県医師会との連携の下に実施する。

なお、広域接種業務は、各市町村が管轄する地域等の医師会との間の契約とは別に、福岡県医師会長と各市町村長との間で契約を締結する方法により実施するものとする。

2 接種対象者

予防接種の対象者は、次の者とする。

- （1）かかりつけ医が居住地市町村以外にある者
- （2）病気治療等で住所地以外の病院等に入院している者

*ただし、福岡県医師会と広域接種業務委託契約を締結した市町村住民に限る。

3 対象予防接種

対象とする予防接種の種類は次の3種類とする。

- （1）子宮頸がん予防ワクチン
- （2）ヒブ（H i b）ワクチン
- （3）小児用肺炎球菌ワクチン

4 接種手続き

接種手続きは次のとおりとする。

- （1）接種手続きの簡素化を図る観点から、接種希望者に対して、従来の「予防接種依頼書」の交付は行わない。直接、希望する医療機関へ事前予約し接種を受ける。
- （2）接種医療機関は、接種希望者からの申込みにより、「乳幼児医療費受給資格者証（インフルエンザは除く）」、「健康保険証」、「母子健康手帳」等に基づき、住所等所要事項を確認のうえ接種を行う。
- （3）予診票の様式は統一せずに、住所地もしくは接種地市町村の予診票を使用する。

5 契約

広域接種業務の委託契約は次のとおりとする。

- （1）福岡県内各市町村長と福岡県医師会長との間で契約を締結する。福岡県医師会長は、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務実施の協力を承諾した医師（医療機関）の代理人として契約を行う。
- （2）子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務実施への協力を承諾し、契約締結についての権限を福岡県医師会長に委任する医師は、その旨を記した「委任書」を福岡県医師会長に提出しなければならない。

6 委託料

広域接種業務の委託料は次のとおりとする。

- (1) 各市町村が支払う委託料の金額は、被接種者が居住する市町村管内の医師会との契約で定められた委託料単価と同額とする。

7 委託料の請求・支払い

委託料の請求・支払いについては、次のとおりとする。

- (1) 委託料の請求・支払いの事務処理については、予防接種法に基づく定期予防接種と同様の処理を基本とする。
- (2) 委託料の請求については、接種医療機関もしくは郡市医師会は、実績報告書兼請求書に予診票を添付のうえ、原則として予防接種を実施した月の翌月 10 日までに市町村へ行うものとする。
- (3) 委託料の支払いは、市町村が正当な請求を受理した日から起算して 30 日以内に医療機関へ直接もしくは郡市医師会を経由して支払うものとする。

8 その他

- (1) 子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務実施医療機関の取りまとめは、福岡県医師会が郡市医師会を通じて行うものとする。
- (2) 予防接種の実施にあたっては、ワクチン接種事業実施要領、予防接種法（昭和 23 年 6 月 30 日法律第 68 号）予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）予防接種法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 36 号）予防接種実施規則（昭和 33 年厚生省令第 27 号）及び予防接種ガイドライン（予防接種ガイドライン等検討委員会作成平成 22 年 8 月改訂版）等を遵守して実施することとする。

平成 23 年 4 月 1 日設定

(様式第 1 号)

委 任 書

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務に係わる契約について、福岡県医師会会長を代理人と定め、その手続きを委任いたします。

平成 年 月 日

〒

住 所 _____

医療機関名 _____

T E L _____

管理者名 _____ 印

【広域接種実施項目】 実施項目に○をご記入下さい。

HPV	H i b	小児用肺炎球菌

(様式第 2 号)

辞 退 届

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務に係わる契約について、下記理由により辞退いたします。

平成 年 月 日

住 所 _____

医療機関名 _____

管理者名 _____ 印

辞退理由 _____

変 更 届

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務に係わる契約について、下記のとおり変更いたします。

平成 年 月 日

【変更前】

住 所

医療機関名

管理者名

その他

【変更後】

住 所

医療機関名

管理者名

その他

【広域接種実施項目の変更】

実施項目を変更される場合は、変更後の実施項目全てに○をご記入下さい。

HPV	Hib	小児用肺炎球菌

平成 年 月 日

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務
実績報告書兼請求書
(月分)

市町村長 殿

所 在 地
医療機関名
代表者名
電 話 番 号

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額
HPV			
Hib			
小児用肺炎球菌			
合 計		円	

(振込先金融機関)				口座名義人
銀行		支店		フリガナ 氏 名
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座番号		

代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務
実績報告書兼請求書
(月分)

医師会長 殿

所 在 地

医療機関名

代表者名

電 話 番 号

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

種別 市町村	HPV	Hib	小児用 肺炎球菌			計
種別 市町村	HPV	Hib	小児用 肺炎球菌			計
(振込先金融機関)				口座名義人		
銀行 支店				フリガナ 氏名		
預金 種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	口座 番号				

代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

平成 年 月 日

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業広域接種業務
実績報告書兼請求書
(月分)

市町村長 殿

所 在 地
医 師 会 名
会 長 名

印

添付予診票のとおり、予防接種が完了いたしましたので、下記のとおり請求します。

記

ワクチン	単価	件数	請求額
H P V			
H i b			
小児用肺炎球菌			
合 計			円

(振込先金融機関)

				口座名義人
				フリガナ 氏名
預金種目	普通預金 当座預金 貯蓄預金	銀行 口座番号	支店	

代表者名は、委任書（福岡県医師会へ提出）に記載した管理者名となります。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の広域接種料金等一覧

市町村名	子宮頸がん予防ワクチン					ヒブ	小児用肺炎球菌	予診のみ （税込み）	特記事項	備考
	中学１年生相当	中学２年生相当	中学３年生相当	高校１年生相当	高校２年生相当 特例措置に伴う	０～４歳	０～４歳			
	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）			
北九州市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		翌月末までに予診票原本添付し、請求する。
中間市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		遠賀中間医師会を通じて請求してください
芦屋町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		３月接種分について、補助金申請までの期日が短い為、できるだけ早期の請求をお願いします。（補助金申請締切４月20日）
水巻町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		定期予防接種と同様の流れ（遠賀中間医師会を通じて町に請求）
岡垣町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		遠賀中間医師会を通じて請求
遠賀町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835		遠賀中間医師会を経由して請求（定期予防接種と同じ）
行橋市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	接種不可の請求について 接種不可と判断し、それが原因で治療を受けた時は請求できない。 受付の段階で予診票のみで接種不可と判断した時は請求できない。	予防接種を実施した月の翌月10日までに、請求書に予診票を添付し、下記請求先へ提出する。【請求先】子ども支援課子育て支援係
苅田町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		毎月締めめの翌月１０日までに直接請求してください。
みやこ町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		月末締めとし、翌月１０日までに、請求書に予診票の原本を添付し、みやこ町健康づくり課に提出。
豊前市	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	初めて接種をする場合は、「ワクチン接種申請兼任意接種同意書」が必要となります。お持ちでない方は健康係に問合せをお願いします。	接種翌月10日までに請求書に「ワクチン接種申請兼任意接種同意書（１回目のみ）」と「予診票」を添付して請求して下さい。
築上町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	1,300	築上町における子宮頸がんの予防ワクチンについては、H24年度は、「高校3年生」まで経過措置対象者としています。上記対象者については接種をお願いします。 上記対象外の方接種者においては、H23年４月１日以降、何回目の接種であっても最初に接種する場合は、「任意接種申込書兼同意書（要捺印）」を医療機関窓口提出していただくようになっています。（なお、様式は築上町ホームページからダウンロード可能）	請求時には、築上町が発行する「子宮頸がんワクチン接種無料券（被接種者が持参します）」と予診表を添付して請求をお願いします。
吉富町	15,900	15,900	15,900	15,900		8,800	11,200	1,000	接種希望の保護者は、事前に各予防接種費用助成券の交付申請を行い、各予防接種助成券・予診票を受け取る。医療機関は、各予防接種の対象であることを助成券で確認を行う。	吉富町に直接請求
上毛町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	1,000	接種希望の保護者は、各予防接種の第１回目に「上毛町任意予防接種申請兼同意書」を医療機関に提出してもらう。 「上毛町任意予防接種申請兼同意書」は、役場健康福祉課に用意している。	「報告書兼請求書（様式第４号）」「予診票」「上毛町任意予防接種申請兼同意書」を提出。
福岡市	接種地の料金								添付の予診票は原本を提出すること。	市へ直接請求。月末締めめの翌月10日まで３ヵ月ごとに最終月の翌月１０日までに請求すること。
春日市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		市へ直接請求。月末締めめの翌月10日まで
大野城市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	予診料のみは、請求できない。	
筑紫野市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		医療機関から市へ請求書と予診票を送付
太宰府市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	筑紫地区4市1町連名で契約を行います。	毎月10日までに前月分の請求をお願いします。
那珂川町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		
糸島市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		接種月の翌月１０日までに市へ直接請求
宇美町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	同時接種を医師が必要と認めた場合は同時接種もできることになっています。同時接種をされている医療機関もあります。同時接種の際は、健康被害が発生した場合、同時接種をした理由等について保険の加入先から尋ねられることが想定されますので、医療機関でわかるようにしていただくようお願いします。 接種の際は、接種間隔を守って接種してください。接種間隔が過ぎてしまった場合、公費負担の対象にならない場合があります。	月末まで翌月１０日までに予診票を添付の上、請求書を提出。
篠栗町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	委託単価が厚生労働省が定める基準単価の改定により当該基準単価を改定された基準単価に改める。	毎月、月末締めで翌月10日までに請求のこと
志免町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	全額自己負担	委託単価が厚生労働省が定める基準単価の改定により当該基準単価を改定された基準単価に改める。	毎月、月末締めで翌月10日までに請求のこと
須恵町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	委託単価が、厚生労働省が定める基準単価の改定により、当該基準単価を下まわることとなったときは、委託単価を改定された基準単価に改め、別表第1を差替えるものとする。	毎月、月末締めで翌月10日までに請求のこと
新宮町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		毎月、月末締めで翌月１０日までに請求する。

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の広域接種料金等一覧

市町村名	子宮頸がん予防ワクチン					ヒブ	小児用肺炎球菌	予診のみ （税込み）	特記事項	備考
	中学１年生相当	中学２年生相当	中学３年生相当	高校１年生相当	高校２年生相当 特例措置に伴う	０～４歳	０～４歳			
	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）			
古賀市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	委託単価が、厚生労働省が定める基準単価の改定により、当該基準単価を下まわることとなったときは、委託単価を改定された基準単価に改め、別表第1を差替えるものとする。	実施月の翌月１０日までに予診票を添付して請求する。
久山町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		
粕屋町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		毎月、月末締めで翌月１０日までに請求する。
宗像市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,920		実施月でまとめ、翌月１０日までに予診票を添付のうえ請求。
福津市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,920	対象者は保険証及び乳幼児医療証で本人確認の上実施して下さい。なお、子宮頸がん予防接種対象者には、「福津市子宮頸がん予防接種被接種者証兼接種済証」を郵送しています。母子健康手帳と接種済証に履歴の記入をお願いします。また、平成２４年度高校２年生相当者は、平成２３年度内に１回及び２回接種している人に限ります。	実施月でまとめ、翌月１０日までに予診票を添付のうえ請求。
直方市	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも１回の接種を済ませている者に限る。 ただし、国が示す当面の間に限り、高校２年生相当の者に対する１回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種についても公費負担の対象とする。	毎月締めの翌月１０日までに、市へ直接請求。
小竹町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも１回の接種を済ませている者に限る。 ただし、国が示す当面の間に限り、高校２年生相当の者に対する１回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種についても公費負担の対象とする。	毎月締めの翌月１０日までに、町へ直接請求。
鞍手町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも１回の接種を済ませている者に限る。 ただし、国が示す当面の間に限り、高校２年生相当の者に対する１回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種についても公費負担の対象とする。	毎月締めの翌月１０日までに、町へ直接請求。
宮若市	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも１回の接種を済ませている者に限る。	毎月締めの翌月１０日までに、町へ直接請求。
田川市	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも２回の接種を済ませている者に限る。	予防接種を実施した月の翌月１０日までに、報告書兼請求書に予診票を添付し、田川市に提出するものとする。
香春町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し		原則として、接種を実施した月の翌月10日までに請求をしていただき、正当な請求を受領した日から起算して30日以内委託料を支払うものとする。
添田町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し		各医療機関から直接請求
糸田町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	子宮頸がん予防ワクチンの高校２年相当では、平成２４年３月３１日までに１回又は２回目の接種をおこなったものを事業の対象とする。	実施した月の翌月１０日までに、請求書に予診票を添付の上、請求
川崎町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し		報告書兼請求書に予診票を添付し提出
福智町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し		予防接種を実施した月の翌月１０日までに報告書兼請求書（様式第４号）に予診票を添付し提出するものとする。
大任町	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し		予防接種を実施した月の翌月１０日までに制球書に予診票添付し行なう
赤村	15,900	15,900	15,900	15,900	15,900	8,800	11,200	設定無し	委託料は国庫補助基準単価の１００円未満を切り捨てた額とする	医療機関からの直接請求
飯塚市	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	7,900	10,300	設定無し		広域接種業務実施要綱に準ずる
桂川町	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	7,900	10,300	設定無し	予診票のみの支払はありません	医療機関からの直接請求
嘉麻市	15,400	15,400	15,400	15,400	15,400	7,900	10,300	設定無し	ＨＰＶの高校２年生相当の接種については、平成２３年度において１回または２回の接種を行ったものに限る。	報告書兼請求書（様式第４号）にて市へ請求
久留米市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他2,835		実施した月の翌月１０日までに医療機関又は医療機関に属する都市医師会より市に請求

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の広域接種料金等一覧

市町村名	子宮頸がん予防ワクチン					ヒブ	小児用肺炎球菌	予診のみ （税込み）	特記事項	備考
	中学１年生相当	中学２年生相当	中学３年生相当	高校１年生相当	高校２年生相当 特例措置に伴う	０～４歳	０～４歳			
	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）	広域接種料金 （税込み）			
大牟田市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,662 その他2,158		
八女市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835	同時接種で不可の場合については１件として扱う。	接種医療機関もしくは郡市医師会は、請求書に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月１０日までに八女市健康推進課へ請求する。
筑後市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835	数種のワクチンを同時接種予定の者が診察の結果接種できなかった場合、「予診のみ」の請求は１件であげる。 高校２年生相当については、２３年度中に１回目、もしくは２回目の子宮頸がん予防ワクチンの接種が終了しているもののみ２４年度も対象とする。	予防接種を実施した月の翌月１０日までに、請求書に予診票を添付し請求する。
広川町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	2,835	同時接種不可の場合は１件として取扱う。	翌月10日までに予診票及び請求書を郵送。
朝倉市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他1,669	接種料金は、国の示す基準額の見直しにより、その都度契約変更する予定	定期予防接種と同様（接種の翌月に請求）
筑前町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他1,669	広域接種料金は、基準単価の変更の場合、適接種委託料を協議する。	実績報告書兼請求書（様式第４号）に予診票を添付のうえ、予防接種を実施した月の翌月10日までに筑前町に直接請求する。
東峰村	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他1,669		
小都市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し	高校２年生相当の者に対する２回目以降の子宮頸がん予防ワクチン接種は、平成２４年３月３１日までに子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施要領に基づき少なくとも２回の接種を済ませている者に限る。	予防接種を実施した月の翌月１０日までに、報告書兼請求書（様式第４号）に予診票を添付し小都市へ提出
大刀洗町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	設定無し		接種を実施した月の翌月１０日までに市町村へ請求。
大川市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他2,835	子宮頸がん予防ワクチンの高校２年相当では、平成24年３月３１日までに１回又は２回目の接種をおこなったものを事業の対象とする。	大川三潯医師会管内の医療機関が実施した広域化の請求は、大川三潯医師会経由で市へ請求。 管外医療機関は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。 毎月１０日までに請求 医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること。
大木町	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,270 その他2,835	子宮頸がん予防ワクチンの高校２年相当では、平成２４年３月３１日までに１回又は２回目の接種をおこなったものを事業の対象とする。	大川三潯医師会管内の医療機関が実施した広域化の請求は、大川三潯医師会経由で市へ請求。 管外医療機関は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。 １０日までに請求 医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること。
柳川市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,662 その他2,158		柳川山門医師会管内の医療機関が実施した広域化の請求は、柳川山門医師会経由で市へ請求。 管外医療機関は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。 実施月の翌月１０日までに「請求書」「予診票」「柳川市ワクチン接種申請書兼同意書」を提出
みやま市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	子宮頸がん1,662 その他2,158	子宮頸がん予防ワクチン等接種申込書兼同意書を添付すること。	予防接種を実施した翌月１０日までいい、直接請求する。
うきは市	15,939	15,939	15,939	15,939	15,939	8,852	11,267	1,812		定期予防接種と同様

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
1	北九州市	保健福祉局保健衛生課	803-8501	北九州市小倉北区城内1-1		093-582-2435	093-582-4037
2	福岡市	保健福祉局保健医療部保健予防課	810-8620	福岡市中央区天神1-8-1		092-711-4270	092-733-5535
3	大牟田市	健康対策課	836-8666	大牟田市不知火町1-5-1		0944-41-2669	0944-41-2675
4	中間市	健康増進課	809-0014	中間市蓮花寺3-1-6	中間市保健センター	093-246-1611	093-246-3024
5	芦屋町	住民課	807-0198	遠賀郡芦屋町幸町2-20		093-223-3533	093-222-2010
6	水巻町	健康課	807-0025	遠賀郡水巻町頃末南3-11-1		093-202-3212	093-202-3621
7	岡垣町	健康づくり課	811-4233	遠賀郡岡垣町野間1-1-1		093-282-1211	093-282-0277
8	遠賀町	福祉課健康対策係	811-4392	遠賀郡遠賀町大字今古賀513		093-293-1234	093-293-0806
9	行橋市	子ども支援課	824-8601	行橋市中央1-1-1	行橋市役所	0930-25-1111	0930-22-7952
10	苅田町	保健健康課	800-0314	京都郡苅田町幸町6-91		093-436-5115	093-436-5110
11	みやこ町	健康づくり課	824-0892	京都郡みやこ町勝山上田960		0930-32-2725	0930-32-2735
12	豊前市	市民健康課健康係	828-8501	豊前市大字吉木955		0979-82-1111	0979-83-0566
13	築上町	住民課健康増進係	829-0392	築上郡築上町大字椎田891-2		0930-56-0300	0930-53-6222
14	吉富町	健康福祉課	871-0811	築上郡吉富町大字広津342		0979-23-9900	0979-23-9903
15	上毛町	健康福祉課健康増進係	871-0992	築上郡上毛町大字垂水1321-1		0979-72-3111	0979-72-4664
16	春日市	健康課	816-0851	春日市昇町1-120	春日市いきいきプラザ	092-501-1134	092-501-0051
17	大野城市	こども健康課	816-8510	大野城市曙町2-2-1	大野城市役所	092-580-1978	092-573-5380
18	筑紫野市	健康増進課	818-0013	筑紫野市岡田3-11-1		092-920-8611	092-926-6006
19	太宰府市	保健センター	818-0125	太宰府市五条3-1-1	太宰府保健センター	092-928-2000	092-920-7143
20	那珂川町	那珂川町保健センター	811-1290	筑紫郡那珂川町西隈1-8-1		092-953-2211	092-954-0043
21	糸島市	健康づくり課母子保健係	819-1192	糸島市前原西1-1-1		092-332-2069	092-323-2344
22	宇美町	健康福祉課	811-2132	粕屋郡宇美町貴船2-28-1		092-933-0777	092-933-0210
23	篠栗町	国民健康課	811-2416	粕屋郡篠栗町大字田中1-1	オアシス篠栗	092-947-8888	092-947-2414
24	志免町	健康課	811-2292	粕屋郡志免町志免中央1-1-1		092-935-1001	092-935-1529
25	須恵町	健康福祉課	811-2193	粕屋郡須恵町須恵771		092-932-1151	092-931-6626
26	新宮町	健康福祉課健康担当	811-0112	粕屋郡新宮町大字下府425-1		092-962-5151	092-962-5333
27	古賀市	予防検診課	811-3116	古賀市庄205		092-942-1151	092-942-1154
28	久山町	健康福祉課	811-2501	粕屋郡久山町大字久原1822-1		092-976-3377	092-976-3378
29	粕屋町	健康づくり課	811-2392	粕屋郡粕屋町駕与丁1-1-1		092-938-0258	092-938-2415
30	宗像市	子ども家庭課	811-3492	宗像市東郷1丁目1番1号		0940-36-1365	0940-37-3046

各市町村予防接種担当課一覧

	市町村名	課	〒	住所1	住所2	TEL	FAX
31	福津市	いきいき健康課保健指導係	811-3218	福津市手光南2-1-1		0940-34-3352	0940-34-3335
32	直方市	こども育成課	822-8501	直方市殿町7-1		0949-25-2114	0949-25-2135
33	小竹町	健康増進課健康対策係	820-1103	鞍手郡小竹町大字勝野1152		09496-2-1864	09496-2-1867
34	鞍手町	保険健康課健康増進班	807-1392	鞍手郡鞍手町大字中山3705		0949-42-2111	0949-42-5693
35	宮若市	健康増進課健康対策係	822-0113	宮若市金生1064-1	宮若市保健センター バレット	0949-55-6000	0949-52-1660
36	田川市	健康福祉課	825-0002	田川市大字伊田2550-1		0947-44-8270	0947-44-8280
37	香春町	福祉課健康づくり係	822-1492	田川郡香春町大字高野994		0947-32-8415	0947-32-4815
38	添田町	保健福祉環境課	824-0691	田川郡添田町大字添田2151		0947-82-1232	0947-82-5508
39	福智町	保健課	822-1101	田川郡福智町赤池970-1	コスモス保健センター	0947-28-9500	0947-28-9501
40	糸田町	(住民課)保健センター	822-1316	田川郡糸田町1975-1	糸田町保健センター	0947-49-9020	0947-26-0284
41	川崎町	住民保険課保健係	827-0004	田川郡川崎町大字田原804		0947-72-7083	0947-72-7083
42	大任町	住民課衛生係	824-0512	田川郡大任町大字大行事3067		0947-63-3003	0947-63-3813
43	赤村	住民課	824-0432	田川郡赤村大字内田1188		0947-62-3000	0947-62-3007
44	飯塚市	飯塚市保健センター	820-8605	飯塚市忠隈523	飯塚市保健センター	0948-24-4002	0948-25-8996
45	桂川町	健康福祉課	820-0693	嘉穂郡桂川町大字土居361		0948-65-0001	0948-65-0078
46	嘉麻市	健康課	821-8501	嘉麻市上山田392		0948-53-1104	0948-53-1149
47	久留米市	保健所健康推進課	830-0022	久留米市城南町15-5	久留米市保健所	0942-30-9731	0942-30-9833
48	八女市	健康推進課	834-8585	八女市大字本町647		0943-23-1352	0943-22-2186
49	筑後市	健康づくり課健康増進係	833-8601	筑後市大字山ノ井898		0942-53-4231	0942-53-4119
50	広川町	健康福祉課	834-0115	八女郡広川町大字新代1804-1		0943-32-1113	0943-32-5164
51	朝倉市	健康課	838-0068	朝倉市甘木198-1		0946-22-8571	0946-23-0732
52	筑前町	健康課健康推進係	838-0215	朝倉郡筑前町篠隈373		0946-42-6649	0946-42-2011
53	東峰村	住民福祉課	838-1692	朝倉郡東峰村大字小石原941-9		0946-74-2311	0946-74-2722
54	小都市	健康課	838-0126	小都市二森1167-1		0942-72-6666	0942-72-6477
55	大刀洗町	健康福祉課	830-1298	三井郡大刀洗町大字富多819		0942-77-2266	0942-77-3063
56	大川市	健康課健康推進係	831-0031	大川市大字上巻405-1		0944-86-8450	0944-86-8464
57	大木町	健康福祉課	830-0416	三潁郡大木町大字八町牟田255-1		0944-32-1280	0944-32-1054
58	柳川市	健康づくり課	832-8601	柳川市本町87-1		0944-77-8536	0944-74-5613
59	みやま市	介護健康課健康係	835-8601	みやま市瀬高町小川5		0944-64-1515	0944-64-1517
60	うきは市	保健課健康対策係	839-1393	うきは市吉井町新治316		0943-75-3111	0943-75-4963

HPV等ワクチン接種促進事業に係る広域接種料金請求方法一覧

北九州ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
北九州市	北九州市	北九州市内の医療機関が実施した広域化の接種については、北九州市医師会経由で各市町村へ請求。 北九州市以外の医療機関が北九州市住民へ接種を行った場合は、原則として当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接北九州市へ請求。	北九州市医師会管内医療機関へは事務費として北九州市医師会1件42円、区医師会事務費(各区で設定。管内医療機関へは通知済)を差し引き、委託料を支払う。 管外医療機関へは北九州市より直接支払い。
遠賀中間	中間市	遠賀中間医師会経由 (送付先別紙参照)	請求は、毎月締めの翌月10日まで <u>接種医療機関へは、1件につき事務手数料100円を差引いた金額を支払う。(不可問診を除く)</u>
	芦屋町		
	水巻町		
	岡垣町		
	遠賀町		
京都	行橋市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	苅田町		
	みやこ町		
豊前築上	豊前市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	築上町		
	吉富町		
	上毛町		

年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

HPV等ワクチン接種促進事業に係る広域接種料金請求方法一覧

福岡ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
福岡市	福岡市	市へ直接請求	請求は、 <u>3ヶ月毎に最終月の翌月10日(7,10,14月10日)</u> まで
筑紫	筑紫野市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	春日市		
	大野城市		
	太宰府市		
	那珂川町		
糸島	糸島市	市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
粕屋	古賀市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	宇美町		
	篠栗町		
	志免町		
	須恵町		
	新宮町		
	久山町		
	粕屋町		
宗像	宗像市	各市へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	福津市		

年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

HPV等ワクチン接種促進事業に係る広域接種料金請求方法一覧

筑豊ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
直方鞍手	直方市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	小竹町		
	鞍手町		
	宮若市		
田川	田川市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	香春町		
	添田町		
	福智町		
	糸田町		
	川崎町		
	大任町		
	赤村		
飯塚	飯塚市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	桂川町		
	嘉麻市		

年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。

HPV等ワクチン接種促進事業に係る広域接種料金請求方法一覧

筑後ブロック

医師会名	被接種者の居住地	請求方法	備考
久留米	久留米市	久留米市内の医療機関が実施した広域化の接種については、久留米医師会経由で各市町村へ請求。 久留米市以外の医療機関が久留米市住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接久留米市へ請求。	3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求
大牟田	大牟田市	各市町村へ直接請求	請求は、毎月締め翌月10日まで
	みやま市		
八女筑後	八女市	各市町へ直接請求	・乳幼児予防接種については、毎月締めの翌月10日までに各市町へ請求
	筑後市		
	広川町		
朝倉	朝倉市	各市町村へ直接請求	筑前町：請求月日については未記入で提出。毎月締め翌月10日までに請求 〒838-0802 筑前町久光951-1 めくばー健康福祉館 こども課 宛て
	筑前町		
	東峰村		
小郡三井	小郡市	各市町へ直接請求	請求は、毎月締めの翌月10日まで
	大刀洗町		
大川三潆	大川市	大川三潆医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、大川三潆医師会経由で各市町村へ請求。 大川三潆医師会管外の医療機関が大川市、大木町住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは直接医療機関から直接行政へ請求。	・3ヶ月毎に最終月の翌月(7,10,1,4月)10日までに請求 ・医療機関が医療法人である場合は、医療法人の印鑑を押して請求すること
	大木町		
柳川山門	柳川市	管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求 管外医療機関は、柳川市へ直接請求書を提出	・管内医療機関分については医師会にて取りまとめて一括請求→医師会より医療機関へ振り込み ・管外医療機関は、実施月の翌月10日までに柳川市へ請求書を提出→柳川市より医療機関へ直接振り込み
	みやま市	毎月、市役所へ直接請求	
浮羽	うきは市	浮羽医師会管内の医療機関が実施した広域化の接種については、浮羽医師会経由で各市町村へ請求。 浮羽医師会管外の医療機関が浮羽医師会管内住民へ接種を行った場合は、当該医療機関の属する医師会もしくは医療機関から直接行政へ請求。	請求は、毎月締めの翌月10日まで

年度末の請求(3月まで)につきましては、必ず期日までにご提出ください。